

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0200001	人事院	公務員(国家)採用の受験資格 における年齢制限の撤廃	国家公務員法第 44条、 人事院規則8- 18(採用試験) 第7条、別表第3	人事院規則8-18別表第3によ り、各試験ごとに受験資格(年齢 制限)が定められている。	b		年齢制限の撤廃にあたっては、 人事院において関係者等の意 見も聴取しつつ検討を行って いるが、定年年齢との関係、採用 側のニーズ、組織の年齢構成の あり方、初任給の格付け、採用 後のキャリアパスや給与処遇 等、解決すべき問題点も多く、国 家公務員の人事管理に多大な 影響を与えるため慎重な検討が 必要であることから、何らかの措 置を講ずるとしても18年度以降 とならざるを得ない。	年齢にかかわらず雇用機 会を確保するとともに優秀 な人材を公務に採用してい くためには、受験資格年齢 を超える者に対して新規学 卒者と同一の能力実証を 行うのではなく、これまでに 培われた経験、技術に高い ウエイトを置いた能力実証 を行い、また、能力が十分 発揮できるポストに就け、 能力、ポストに応じた適切 な処遇を行うことが必要と いう考え方もあるため、民 間等での経験を有する者を 採用するための新たな採 用の枠組みも含めて検討 を行っているところ。	検討の結論時期を明確にされた い。	b		平成16年度中を目途に基本的 な方向性について結論を得たい と考えているところ。
z0200001	人事院	国家公務員の採用試験におけ る受験資格としての年齢制限の 撤廃【新規】	国家公務員法第 44条、 人事院規則8- 18(採用試験) 第7条、別表第3	人事院規則8-18別表第3によ り、各試験ごとに受験資格(年齢 制限)が定められている。	b		年齢にかかわらず雇用機 会を確保するとともに優秀 な人材を公務に採用してい くためには、受験資格年齢 を超える者に対して新規学 卒者と同一の能力実証を 行うのではなく、これまでに 培われた経験、技術に高い ウエイトを置いた能力実証 を行い、また、能力が十分 発揮できるポストに就け、 能力、ポストに応じた適切 な処遇を行うことが必要と いう考え方もあるため、民 間等での経験を有する者を 採用するための新たな採 用の枠組みも含めて検討 を行っているところ。	年齢にかかわらず雇用機 会を確保するとともに優秀 な人材を公務に採用してい くためには、受験資格年齢 を超える者に対して新規学 卒者と同一の能力実証を 行うのではなく、これまでに 培われた経験、技術に高い ウエイトを置いた能力実証 を行い、また、能力が十分 発揮できるポストに就け、 能力、ポストに応じた適切 な処遇を行うことが必要と いう考え方もあるため、民 間等での経験を有する者を 採用するための新たな採 用の枠組みも含めて検討 を行っているところ。	検討の結論時期を明確にされた い。	b		平成16年度中を目途に基本的 な方向性について結論を得たい と考えているところ。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0200001	人事院	公務員(国家)採用の受験資格における年齢制限の撤廃	5044	50440003	11	社団法人全国求人情報協会	3	公務員(国家・地方)採用の受験資格における年齢制限の撤廃	国家・地方公務員及び政府関係諸機関の職員採用における年齢制限を撤廃する。		雇用対策法および国家公務員法において、受験者(応募者)に対して、年齢にかかわりのない平等な取扱いを求めているにもかかわらず、以下のような受験資格が定められている(国家公務員採用Ⅰ種試験(平成16年度)の場合)。 1 昭和46年4月2日~昭和58年4月1日生まれの者(21歳~33歳) 2 昭和58年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの ア 大学を卒業した者及び平成17年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者	採用における年齢差別の行政の取組み・指導が官民で差があることについて、平成13年9月28日、当時の坂口厚生労働大臣は閣議後の定例記者会見において以下のような発言を行ったが、まだ実行されていない。「国家公務員および地方公務員につきましては、この年齢制限緩和の努力義務規定は適用除外となっておりますけれども、公務員につきましても本改正の理念の具体化に向け適切な対応が図られるよう努めるべきであるとの国会決議がなされているところでございます。つきましては、各省におかれましても年齢に関わりなく均等な機会を与えるとの考え方に沿って選考採用が行われるよう適切に対応いただきますようお願い申し上げます。」
z0200001	人事院	国家公務員の採用試験における受験資格としての年齢制限の撤廃【新規】	5056	50560266	11	(社)日本経済団体連合会	266	国家公務員等の採用試験における受験資格としての年齢制限の撤廃【新規】	国家公務員採用試験(種~種)における受験資格としての年齢制限を撤廃すべきである。		雇用対策法第7条では、「事業主は労働者がある能力を有効に発揮するために必要であると認められたときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるように努めなければならない」とされている。一方、国家公務員及び政府関係機関職員の採用においては、人事院規則によって、年齢制限が課せられており、採用にかかる官民のイコールフットINGが図られていない。人事院は平成15年度年次報告書の中で、「年齢にかかわらず均等な受験機会を確保するという観点から、撤廃する方向で検討を行っている」との見解を示していることから、早期に結論を得て、措置することを求めたい。	人事院規則8-18(採用試験)第7条では、国家公務員等の採用試験における受験資格としての年齢制限を課している。例えば国家公務員Ⅰ種試験を受験できるのは、採用試験の告知の日の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上33歳未満の者とされている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0200003	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間 求人情報事業者の活用	非常勤職員の適 切な採用につい て(通知)(平成1 5年5月1日付人 事院事務総局人 材局企画課長)	ハローワークでの公募により、そ の採用に当たっては公平な就職 機会の確保に努めている。	C		人事院における非常勤職員募 集数は少数であり、要望にある 「人員の採用部署に適当な募集 採用費用を予算化しての、求人 情報メディアの活用」は費用対 効果の面から利用しにくい。	現在ハローワークを利用し ており、採用コストは0と なっている。				
z0200004	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の 証券化等に係る債権譲渡禁止 特約の解除【新規】	なし	売掛債権担保融資保証制度を 利用する場合について譲渡禁止 特約を解除済み。	a		平成17年度実施を目的に、債 権譲渡禁止特約の解除の対象 となる契約及び譲渡対象者(特 定目的会社、特定債権等譲受 業者等を含む。)の拡大を検討。		平成16年度中に、債権譲渡禁 止特約の解除の対象となる契約 の拡大(リース契約等)及び譲渡 対象者の拡大(特定目的会社 等)について検討し、結論を得る ことについて回答いただきたい。	a		平成17年度実施を目的に、債 権譲渡禁止特約の解除の対象 となる契約及び譲渡対象者(特 定目的会社、特定債権等譲受 業者等を含む。)の拡大を引き 続き検討。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0200003	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	5044	50440016	11	社団法人全国求人情報協会	16	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	非常勤公務員の求人について、求職者に対し広く募集機会を知らせるために、すでに相当の実績がある求人メディアの活用を図る。人員の採用部署に適切な募集採用費用を予算化し、求人情報メディアの活用を図る一方で、適正な求人情報メディアを選別するための規程や業者登録制度を整備する。		民間の求人情報事業が拡大・一般化する中で、これを利用する求職者に公務員の求人情報を提供することは、今まで以上に公平な就職機会の拡大につながる。	
z0200004	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	5056	50560144	11	(社)日本経済団体連合会	144	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。		債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省などの一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0200004	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	なし	売掛債権担保融資保証制度を利用する場合について譲渡禁止特約を解除済み。	a		平成17年度実施を目的に、債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲受業者等を含む。)の拡大を検討。		平成16年度中に、債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)について検討し、結論を得ることについて回答いただきたい。	a		平成17年度実施を目的に、債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲受業者等を含む。)の拡大を引き続き検討。
z0200005	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	なし	これまでクレジットカード決済による支払は行っていない。	b		クレジットカードを利用した支払について、平成17年度中を目的にその是非を検討する。		要望の趣旨は、職員の個人所有のクレジットカードの利用促進ではなく、貴院がカード会社と契約し、クレジットカードを職員に交付するまたはそのカードで物品購入を行うといった民間企業で使用されているいわゆる「コーポレートカード」の使用を求めているものである。この点についても明示して回答願いたい。	b		クレジットカードを利用した支払について、既にクレジットカードを導入している省庁の状況を把握するなどし、平成17年度中を目的に導入の是非を検討する。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0200004	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5086	50860034	11	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者の拡大（特定目的会社等）を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、統一した対応が求められる。	
z0200005	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	5095	50950002	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	これまで各職員が個別に行っていた精算業務をクレジットカード支払で行うことで会計処理の簡素化と事務の効率化を図ることができる。具体的には職員の精算業務の効率化、仮払・立替等の出納業務の削減、決算の簡素化、振込手数料の削減などが実現できると考えているため、クレジットカードによる支払業務を行いたい。現在の各省庁の会計規則上問題があれば、行えるように緩和していただきたい。制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。現在、内閣府、財務省、経済産業省、警察庁で部分的に導入されている。したがって実務的に問題がないと考える。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0200006	人事院、総務 省	育児に係る部分休業の時間数の 弾力化	部分休業について は、 国家公務員の 育児休業等に関 する法律(平成3 年法律第109号) 第11条 人事院規則 19-0(職員の育 児休業等)第15 条	部分休業については、職員(国 家公務員)が3歳未満の子につ いて、託児の態様、通勤の状況 等に応じて、正規の勤務時間の 始め又は終わりに、1日を通じて 2時間以内休業することができる 制度	b	( )	(国家公務員について) 国家公務員の人事制度の在 り方として、本年7月の「多様な 勤務形態に関する研究会」の中 間取りまとめによる部分休業の 弾力化の提言を受け検討中。 (実施時期は未定。)		現時点での検討の方向性 結論時期について具体的に示さ れない。	b	( )	(部分休業の弾力化について は、) 国家公務員の人事制度として、 次世代育成支援策に関わる職 業生活と家庭生活との両立支援 策について、職務から完全に離 れることなく子育てができる環 境の一層の整備を図るべく、昨 年末人事院規則の改正を行い、 一定の環境整備を図ったところ であり、今後更に各府省等の意 見を聴き検討を行い、結論を得 る予定である。
z0200007	人事院、総務 省、厚生労働 省	育児休業期間の弾力化	部分休業について は、 国家公務員の 育児休業等に関 する法律(平成3 年法律第109号) 第11条 人事院規則 19-0(職員の育 児休業等)第15 条	部分休業については、職員(国 家公務員)が3歳未満の子につ いて、託児の態様、通勤の状況 等に応じて、正規の勤務時間の 始め又は終わりに、1日を通じて 2時間以内休業することができる 制度	b		(国家公務員について) 国家公務員の人事制度の在 り方として、本年7月の「多様な 勤務形態に関する研究会」の中 間取りまとめによる提言を受け、 部分休業の弾力化の中で検討 中。(実施時期は未定。)		現時点での検討の方向性 結論時期について具体的に示さ れない。	b		(育児休業の弾力化について は、) 上記の部分休業の弾力化の中 で検討中。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0200006	人事院、総務省	育児に係る部分休業の時間数の弾力化	5097	50970001	11	岐阜県多治見市	1	育児に係る部分休業の時間数の弾力化	1日2時間まで取得できる育児のための部分休業の時間数の弾力化	育児のための部分休業の時間数について、「勤務時間の始め又は終わりにおいての2時間」を例えば条例で定めるところにより「1週間を通じて20時間を超えない範囲内」などとし、制度の多様な活用を図る。	子を養育する職員の育児・託児の態様から、1日2時間の部分休業形態は積極的な活用が図りにくいとの意見があること。育児は地方公務員のみならず、国家公務員、民間企業労働者にも共通する事項と認識している。したがって、次世代育成支援の観点からも育児休業制度を全国的な規模で活用しやすい制度にすべきことが急務であること。国との権衡を考慮して、国の育児休業制度に準じて定めるものとの意見は理解できるが、平成16年6月9日に公布された「地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律（法律第85号）」においては、国家公務員にない制度を地方公務員制度に導入された例（高齢者部分休業及び修学部分休業制度の創設）もあることから、必ずしも国の育児休業制度に準じなければならないとはいききれないこと。	構造改革特区第5次提案（規制特例提案事項管理番号16371010）
z0200007	人事院、総務省、厚生労働省	育児休業期間の弾力化	5097	50970002	11	岐阜県多治見市	2	育児休業期間の弾力化	育児休業期間について、例えば1週間のうち2日間や隔日勤務などを可能にする育児休業形態の弾力化	育児休業は子が3歳になるまでの間で、「育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして承認の請求をするもの」とされており、継続的な休業制度から、例えば「1週間のうち2日間勤務」や「隔日勤務」などに変更するなど育児休業制度の多様な活用を図る。	承認された期間を継続的に休業する（断続的な勤務が認められない）ことから、職場復帰への不安が大きいとの意見があること。育児は地方公務員のみならず、国家公務員、民間企業労働者にも共通する事項と認識している。したがって、次世代育成支援の観点からも育児休業制度を全国的な規模で活用しやすい制度にすべきことが急務であること。国との権衡を考慮して、国の育児休業制度に準じて定めるものとの意見は理解できるが、平成16年6月9日に公布された「地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律（法律第85号）」においては、国家公務員にない制度を地方公務員制度に導入された例（高齢者部分休業及び修学部分休業制度の創設）もあることから、必ずしも国の育児休業制度に準じなければならないとはいききれないこと。	構造改革特区第5次提案（規制特例提案事項管理番号16371020）